

川西市立久代小学校 PTA 規約改正

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 川西市立久代小学校 PTA（以下「本会」という。）は、保護者と教職員がそれぞれの役割を認識しながら協力する任意団体で、久代小学校教育の振興および児童の健康、安全ならびに会員間の相互理解を深めることを目的とします。

（名称および場所）

第 2 条 川西市立久代小学校 PTA と称し、その事務局は久代小学校内におきます。

（活動方針）

第 3 条 本会は、第 1 条の目的を達成するため、次の方針に基づき活動します。

1. 本会の活動においてすべての児童は平等に扱われ、児童およびその保護者の属性によるあらゆる形態の差別をしません。
2. 法令を遵守するとともに、会員の主体性、自主性を尊重し、その目的に沿った活動をおこないます。
3. 学校・家庭・地域社会の相互協力を図りながら、児童の教育および生活環境をととのえます。
4. 教育を本旨とする任意団体として活動し、特定の政党や宗教にかたよらず、営利を目的としません。
5. 学校の教育活動を推進するために、討議し意見を述べることはあっても、学校の管理、運営や人事には干渉しません。

第 2 章 会員および会費

（会員）

第 4 条 本会は、次の会員で組織されます。

1. 本校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者（以下「保護者」という。）および教職員で、かつ所定の入会届（別記様式第 1 号）により入会の意思表示をした者。
2. 会員は、会費を納めること。

（入会および退会）

第 5 条 入会および退会については次のとおりです。

1. 本会へは所定の入会届（別記様式第 1 号）の提出をもって、入会したものとみなします。
2. 卒業、転校、異動などにより会員資格を失った場合は、自動退会となります。
3. 所定の退会届（別記様式第 2 号）により、会員から退会の申し出があった場合は、これを妨げません。

（会費）

第 6 条 会費は、1 家庭月額 100 円（年間 11 か月分 1, 100 円）とし、教職員は 1 人あたり 1 家庭月額と同額とします。

第 3 章 経理

（経費）

第 7 条 本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてます。

（経理）

第 8 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいておこないます。

（会費徴収）

第 9 条 会費の徴収は次のとおりとします。

1. 本会と学校が会費徴収業務の委任契約を締結し、会員から提出された会費引落委託同意書（別記様式第 1 号）により学校徴収金と一緒に徴収します。
2. 徴収は年 5 回の分納です。
3. 途中入会者については入会した翌月より、また途中退会者については退会する月までをそれぞれ徴収します。事務手続きの都合上、退会後も徴収発生の場合は、現金にて返金します。

（決算）

第 10 条 本会の決算は、会計監査を経て総会の承認をうけます。

（会計年度）

第 11 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

第 4 章 役員

（役員）

第 12 条 本会は第 1 条の目的を達成するために、本部役員として会員の中から次

の役員をおくことができます。

1. 総務役員は次のとおりです。

- (1) 会長 〔保護者〕
- (2) 書記 〔保護者、学校〕
- (3) 会計 〔保護者、学校〕

2. 本会に顧問をおくことができます。

- (1) 顧問は前年度 PTA 会長のうち、本人の承諾を得たうえで、第 19 条に定める総務会にて承認された者としします。なお、校長は在任期間中は顧問となります。
- (2) 顧問は、会長の諮問機関として本会の発展に協力すること。

(選任)

第 13 条 総務役員の選任は、次のとおりとします。

- 1. 第 19 条に定める総務会で、久代小学校 PTA 総務役員選出規程により役員候補者を選考します。
- 2. 役員は総会の承認により選任されます。

(任期)

第 14 条 総務役員の任期は、次のとおりとします。

- 1. 任期は、総会の日から翌年度の総会までの日とします。
- 2. 前号の規定に関わらず、再任は妨げません。
- 3. 役員に欠員が生じたときの補充は第 19 条に定める総務会に一任し、補充する場合の任期は前任者の残任期間とします。

(役員の任務)

第 15 条 総務役員の任務は次のとおりとします。

- 1. 会長は、本会を代表し、会務を統括します。
- 2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは任務を代行します。
- 3. P 連担当は、川西市 PTA 連合会の総務役員となります。
- 4. 書記は、本会の諸事務の記録等にあたります。
- 5. 会計は、本会の会計および出納事務をおこないます。
- 6. 文章の保存期間は、原則 5 年とします。ただし、会長が重要と判断したものについては、その限りではありません。

第 5 章 会計監査

(会計監査)

第 16 条 本会の経理を監査するため、会計監査 2 名をおきます。

1. 会計監査は、会長が前年度総務役員（会計優先）から選任し、かつその者の承諾を得た者とします。
2. 会計監査は、決算時のほか必要に応じて本会の事業および経理を監査し、総会において報告します。
3. 任期は、総会の日から翌年度の総会までの日とします。

第 6 章 運営組織

(組織)

第 17 条 本会の組織は次のとおりです。

1. 総会
2. 総務会
3. 特別委員会

(総会)

第 18 条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関です。

1. 総会は定期総会および臨時総会とし、形式は対面総会もしくは書面総会とします。書面総会は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書によりおこない、書面または電磁的方法によって議決権を行使することができます。
2. 定期総会は年度当初に開催し、前年度事業報告・決算報告・会計監査報告・新年度活動方針・予算案および役員承認、規約の改廃等について審議・決定をします。
3. 臨時総会は、第 19 条に定める総務会が必要と認めた場合または会員の 3 分の 1 以上の要求があったときに開催します。
4. 総会は議決権行使書または委任状も含め、全会員の 2 分の 1 以上の出席によって成立します。
5. 議決は議決権行使書または委任状も含め、出席者の過半数の賛成があって成立し、可否同数の場合は議長が決定します。書面または電磁的方法により承認を得る場合も同様に考えるものとします。
6. 議決権は、1 家庭および教職員 1 人につき 1 票です。
7. 総会の議長は、会長が出席者の中から選任し、かつその者の承諾を得た者とします。なお、書面総会での議長選出は不要とします。

(総務会)

第 19 条 総会に次ぐ議決機関として、総務会をおきます。

1. 総務会は、総務役員および学校長・教職員代表をもって構成し、本会の運営全般について協議したり審議をおこないます。
2. 総務会は会長が招集し、会長が総務会議長を務めます。
3. 総務会は、総会で承認された事項の執行や総会に提出する議案書の作成、前年度事業報告・決算報告・会計監査報告・新年度活動方針・予算案および役員承認、規約の改廃等について審議します。
4. 出席は構成員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数以上とします。

(特別委員会)

第 20 条 第 1 条の目的を達成するため総務会が必要と認めたときは、総会の承認をうけて特別委員会を設けることができます。

第 7 章 運営細則および規程

(運営に関すること)

第 21 条 本会の運営に必要な事項は、運営細則・規程として別に定めます。

(運営細則・規程の制定等)

第 22 条 運営細則・規程の制定、改正、改廃は総務会で審議し、その内容は次期総会で報告され議決します。

第 8 章 規約改正

(規約の改正)

第 23 条 本会の規約は、総会において議決権行使書または委任状も含め出席者の過半数の賛成をもって、改正することができます。ただし、改正案は総会開催の日の 2 週間前までに全会員に通知しなければなりません。

(災害・感染症拡大時の特別措置)

第 24 条 災害や感染症等で規約に沿った運営や活動をすることが困難な場合、総務会の議決により当該年度に限り次の措置を取り、会の維持運営に努めます。

1. 運営および活動の縮小や停止、状況に応じた組織の形態や臨時の特別委員会を設置することができます。
2. 臨時の特別委員会は、目的の達成をもって解散とします。

附則

この規約は、昭和 50 年 4 月 1 日に改正し実施します。
この規約は、昭和 51 年 5 月 16 日に改正し実施します。
この規約は、昭和 59 年 3 月 7 日に改正し実施します。
この規約は、昭和 61 年 2 月 4 日に改正し実施します。
この規約は、昭和 62 年 5 月 16 日に改正し実施します。
この規約は、平成 4 年 3 月 16 日に改正し実施します。
この規約は、平成 5 年 5 月 16 日に改正し実施します。
この規約は、平成 8 年 4 月 1 日に改正し実施します。
この規約は、平成 10 年 4 月 1 日に改正し実施します。
この規約は、平成 13 年 5 月 19 日に改正し実施します。
この規約は、平成 23 年 5 月 19 日に改正し実施します。
この規約は、平成 24 年 5 月 16 日に改正し実施します。
この規約は、平成 27 年 5 月 18 日に改正し実施します。
この規約は、平成 30 年 5 月 21 日に改正し実施します。
この規約は、令和 2 年 5 月 18 日に改正し実施します。
この規約は、令和 3 年 5 月 17 日に改正し施行します。

久代小学校 PTA 総務役員選出規程

総務役員の選出は、1) 立候補、 2) 話し合い で決め、最終的な手段として本人の承諾を得たうえで 3) くじ引き を基本とします。

(選出の手順)

第 1 条 総務役員の選出は、次のとおりとします。

1. PTA 会員の保護者を対象に「総務役員選挙申請書」を配布し、会員は ①立候補する、②役員選挙対象者になることに同意する、③役員選挙対象者になることに同意しない、④本校で総務役員・委員(学級委員、地区委員)の経験があるため辞退する のうち一つを選び提出します。※役員・委員経験者であっても①、②の選択は可能です。
2. 川西市立久代小学校 PTA 規約(以下「規約」という。)第 13 条に基づき、提出された「総務役員選挙申請書」をもとに候補者を選出し、総務会、総会の順で承認を受け選任します。
3. 立候補者多数の場合は、話し合いもしくはくじ引きにより候補者を選出します。立候補者がいない場合は、②役員選挙対象者になることに同意した者で、話し合いもしくはくじ引きにより候補者を選出します。
4. 保護者の就業や個々人の事情を考慮した選出にするため、役職を選択できる等、選出会出席者と協議しながら出席者の納得する形で選出します。
5. 総務役員は、概ね前年度の 2 学期中には選出します。

(改正)

第 2 条 この規程の改正は、規約第 22 条により総務会で審議し、その内容は次期総会で報告され議決します。

附則

この規程は、令和 2 年 5 月 18 日から施行します。

この規程は、令和 3 年 5 月 17 日に改正し施行します。

久代小学校 PTA 個人情報取扱規程

（目的）

第1条 川西市立久代小学校PTA（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者・取扱者）

第3条 本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会役員とする。

（収集方法）

第4条 本会は、個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

（利用）

第5条 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。

1. 会費集金、管理、その他の文書の送付
2. 会員名簿、委員会名簿の作成

（管理）

第6条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

（第三者提供への制限）

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者へ提供してはならない。

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3. 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（情報開示等）

第8条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、川西市立久代小学校 PTA 規約第 22 条により総務会で審議し、その内容は次期総会で報告され議決する。

附則

個人情報の取り扱いは、平成 30 年 5 月 21 日より細則として施行されていたが令和 2 年 5 月 18 日に規程として実施する。規程の制定により個人情報取り扱い細則は廃止とする。

この規程は、令和 3 年 5 月 17 日に改正し施行する。